

窓口にご持参いただくもの		ご 注 意
お届け印		スタンプタイプではないもの。
お預けいただく現金		
確 認 事 項		主な確認書類（原本をお持ちください）
個人のお客さま	① 氏名・住所・生年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証・運転経歴証明書（*1）・旅券（パスポート）（*2） ・マイナンバーカード（個人番号カード）・身体障害者手帳 等 <p>（*1）2012年4月1日以降のものに限りませう。</p> <p>（*2）2020年2月4日以降に発給申請された旅券には住所記載欄（所持人記入欄）がないため、他の本人確認書類が必要となります。</p> <p>※外国人の方は、次ページをご確認ください。</p>
	いずれか2種類 （なお、◎の書類は、 ○の書類とのペアに限 られます。）	<ul style="list-style-type: none"> ○健康保険証 ○各種年金手帳 ○取引に使用する実印の印鑑登録証明書 等 ◎住民票（記載事項証明書） ◎戸籍の謄本もしくは抄本（戸籍の附票の写しが添付されているもの） ◎現住所の記載がある公共料金または税・社会保険料の領収書等（領収日付が6か月以内のもの）
	②職業・取引を行う目的	お客さまの申告により確認させていただきます。
	③外国PEPsの確認（※）	<p>お客さまの申告により確認させていただきます。</p> <p>※お客さまやそのご家族が、外国政府等において重要な公的地位にあるか等を確認させていただきます。</p>
④（ご本人以外の方が来店された場合） 来店された方の氏名・住所・生年月日	<p>上記①と同様、ただし印鑑登録証明書は除きます。</p> <p>※上記に加え、ご本人のために取引を行っていることやご本人との関係などを確認書類等により確認させていただきます。</p>	

窓口にご持参いただくもの		ご 注 意
お届け印		スタンプタイプではないもの。
お預けいただく現金		
記名用ゴム印		ゴム印による記名をご希望される方のみ。 登記事項証明書等と同じ表示のものをご用意ください。
確 認 事 項		主な確認書類（原本をお持ちください）
法人のお客さま	①名称、本店または主たる事務所の所在地	○登記事項証明書 ○印鑑登録証明書 等
	②来店された方の 氏名・住所・生年月日等	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証・運転経歴証明書（*1）・旅券（パスポート）（*2） ・マイナンバーカード（個人番号カード）・身体障害者手帳 等 <p>（*1）2012年4月1日以降のものに限りませう。</p> <p>（*2）2020年2月4日以降に発給申請された旅券には住所記載欄（所持人記入欄）がないため、他の本人確認書類が必要となります。</p> <p>※外国人の方は、次ページをご確認ください。</p>
	いずれか2種類 （なお、◎の書類は、 ○の書類とのペアに限 られます。）	<ul style="list-style-type: none"> ○健康保険証 ○各種年金手帳 等 ◎住民票（記載事項証明書） ◎印鑑登録証明書 ◎現住所の記載がある公共料金または税・社会保険料の領収書 等（領収日付が6か月以内のもの）
	③法人のお客さまのために取引を行っていること	○登記事項証明書（代表権のある役員の場合のみ） ○上記のほか、法人のお客さまへの電話などによる確認
	④事業内容	○登記事項証明書 ○定款の写し 等
	⑤取引を行う目的	お客さまの申告により確認させていただきます。
⑥実質的支配者（※）の氏名・住所・ 生年月日、外国PEPsの確認等	<p>お客さまの申告により確認させていただきます。</p> <p>（※）法人の議決権のうち、25%超を保有していることなどにより、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある自然人をいいます。</p> <p>お客さまやそのご家族が、外国政府等において重要な公的地位にあるか等を確認させていただきます。</p>	

- （注）有効期限のある書類の場合は、提示される日において有効である必要があります。
また、有効期限のない書類は、提示される日の前6か月以内に作成されたものに限りませう。
- * 当座預金の開設をご希望される場合はお取引店にお知らせください。
 - * 上記以外にも確認書類の追加をお願いする場合があります。
 - * ご不明な点はお取引店にお尋ねください。

口座開設を申し込まれる外国人のお客さまへ

○口座開設時には、在留カードの提示をお願いします。

国籍・在留資格・在留期間等を確認するため、在留カードの提示をお願いします。

※入国時に決定された在留期間が3か月以下であり、在留カードを交付されていない方は、口座開設できません。

※在留資格・在留期間更新のお手続き中の方は、更新後の新しい在留カードをお持ちください。

○学生証・社員証等の提示をお願いします。

在留資格が「留学」・「技能実習」の方は、在籍の事実や勤務実態等の確認のため、在留カードとともに、学生証や社員証等の提示をお願いする場合があります。

※ご就学先やお勤め先にご在籍の確認の連絡をさせていただく場合があります。

○口座開設までにお時間を要する場合があります。

外国人の方が口座開設を申込まれる際は、各種確認にお時間を要する場合や、口座の開設をお断りすることがございますので、予めご了承ください。

○その他ご注意いただきたい事項

- ・在留カードを更新した場合、または住所を変更した場合は、更新後のカードをお持ちいただき、速やかに窓口へ届出ください。お届出いただけない場合、一時的にお取引を制限する場合があります。
- ・ご提示いただいた証明書類はコピーをとらせていただきます。
- ・帰国等、日本国外へ転出する際は、口座の解約手続きを行ってください。
- ・第三者に利用させることを目的とした口座(通帳・キャッシュカード)の譲渡や売買は犯罪です。絶対に行わないでください。

2021.05